口蹄疫に対する十分な措置等を求める意見書

本県で相次いで発生している「口蹄疫」については、農林水産省、自衛隊及び警察庁の全面的な協力のもと、県、市町村及び関係団体等が一丸となり、懸命の防疫措置を講じてきたが、いまだ、その拡大を止めることができない状況にある。

畜産をはじめとする農業が基幹産業である本県にとって、極めて深刻な事態に直面しており、特に、移動制限等の措置が長期化しているため、畜産農家や関連産業に多大な影響が生じており、県民の不安も増大している。

「口蹄疫」のまん延は、本県の農畜産業の死活にかかる重大な問題であり、５月１８日には、知事が「口蹄疫非常事態宣言」を発したところである。

これ以上の被害の拡大・長期化は、我が国の農畜産業、ひいては食糧供給の基盤を揺るがす危機的な状況を招きかねない。

よって、国においては、口蹄疫の一刻も早い終息と畜産農家や関連事業者の経営安定を図るための十分な措置が早期に講じられるよう、下記の事項を強く求めるものである。

記

１　口蹄疫対策特別措置法の施行にあたっては、必要な措置について早急かつ円滑に実施すること。
２　ウイルス発生の原因と侵入経路の解明を早急に行い抜本的な予防策を講じること。
３　ワクチンの使用にあたっては、地元市町の意向を十分に踏まえ、国の責任において実施すること。
４　獣医師をはじめ防疫活動に必要な人員及び資材を十分に確保すること。
５　埋却のための用地の確保について、国有地の提供など国において早急な対策を講じること。
６　家畜伝染病予防法に基づく殺処分に伴う交付金の交付割合を「全額」に引き上げるなど、発生農家の経済的損失について、国において全面的な救済措置を講じるとともに、簡易な手続により、迅速な支払いを行うこと。
７　畜産農家に対する確実かつ十分な生活支援措置（支払い方法等を含む。）を早急に講じること。
８　移動・搬出制限区域や区域外における疑似患畜以外の家畜の処分に要する経費や、出荷遅延となった家畜の飼養経費等についても国において全面的な支援を行うこと。
９　農畜産業はもとより、関連事業者の経営安定を図るための全面的な救済措置を早急に講じること。
１０　疑似患畜の遺伝子検査については、自治体での実施体制の確立を図るとともに関係法令、指針など制度の見直しを早急に行うこと。
１１　畜産農家や防疫従事者等への心のケア対策について、十分配慮すること。
１２　風評被害等の防止対策を一層強化すること。

以上　地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年５月２８日

宮　崎　県　議　会

衆　議　院　議　長　横路孝弘　様
参　議　院　議　長　江田五月　様
内　閣　総　理　大　臣　鳩山由紀夫　様
総　務　大　臣　原口一博　様
副総理兼財務大臣　菅直人　様
厚　生　労　働　大　臣　長妻昭　様
農　林　水　産　大　臣　赤松広隆　様
経　済　産　業　大　臣　直嶋正行　様
国　土　交　通　大　臣　前原誠司　様
内　閣　官　房　長　官　平野博文　様
国家公安委員長　中井洽　様
防　衛　大　臣　北沢俊美　様
金　融　担　当　大　臣　亀井静香　様
消費者及び食品安全担当大臣　平野博文　様